企業誘致総合パンフレット（神戸ビジネス環境のご案内）企画制作・印刷業務

仕様書

神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課

１．件名

企業誘致総合パンフレット（神戸ビジネス環境のご案内）企画制作・印刷業務

２．契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3．業務目的

神戸市の産業用地・神戸市内オフィスビルへの企業誘致を促進するため、神戸市がもつ都市の魅力やビジネス環境の優位性を発信するとともに、各種優遇制度や産業団地・オフィス環境の状況をわかりやすくかつインパクトあるデザインでまとめたパンフレットを制作し、営業ツールとして活用する。また、既存のパンフレットを参照しつつも、新たにオフィスエリア情報を盛り込む他、既存のデザインやページレイアウトにとらわれず、神戸市の魅力が十分に伝わるものを作成する。

４．ターゲット

　　民間企業（拠点移転を直近で検討している企業のみでなく、今後の検討を行う可能性のある企業、関係企業、神戸についてよく知らない企業を含む）

５．業務内容

（１）制作物

・紙媒体のパンフレット　日本語版1種類

・産業団地地図データ(六甲アイランド・神戸ハイテクパーク・西神インダストリアルパーク)

（２）紙媒体パンフレットの部数・形態・規格

日本語版（概ね40頁）：5000部

頁数内訳）

表紙　2頁

本文　38頁

※A4縦型、中綴じ、両面フルカラー、再生コート紙90kg

※古紙リサイクル適正ランクA

※表紙・裏表紙に加え、表紙裏を1頁として38頁(全40頁)程度

（３）表現（イメージ）

・基本は市職員が誘致先企業に直接説明するためのパンフレットだが、不特定多数の企業等に配布・配架をすることも予定しており、説明者がいなくても理解できるものにする。

・分かりやすく、スピーディーにターゲットに理解いただけるよう、手に取りたくなるような魅力的な表紙で、伝えたい要素やイメージが組み込まれたページ構成（ページ割）かつデータや図形、イラスト、写真等を有効に使い、より使いやすいパンフレットとなるような工夫を行う。

※既存の産業団地地図データについてはaiデータ・PDFファイルにて提供いたします。

（４）校正・確認

掲載内容擦り合わせ×1～2回

掲載内容、デザイン、文字校正×5回程度

最終確認（掲載内容、デザイン、文字校正、色校正）×1回

（５）納品

・印刷物の納品

※神戸市役所1号館23階企業立地課に納品すること。

・データの納品

神戸市ホームページでも掲載するため、校了後、作成したイラストや写真、テキスト、イラストレーターデータ及びPDFファイル（サイズの調整をしたものも含む）等、テキストがアウトライン化されていない素材を含むDTPデータをすべて提出すること。

・納入期限

　令和5年3月20日（月）17時まで

（６）原稿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原稿の形態 | 文字原稿 | ■ペーパー　（■現行の成果品に手書きで修正を加えたもの　□完成原稿）■データ（ソフト　イラストレーター　　媒体　電子メール等でお渡し　）　■その他　写真データ・地図等データ、ワード、パワーポイントによる原稿も含む　　　　　　　 |
| 写真 | □紙焼き　　　　　　点■データ（ﾃﾞｰﾀの種類　　　　　　 媒体　　　　　）　　　　点□フィルム　　　　　　点 |
| イラスト | □ペーパー　　　　　　点■データ（ﾃﾞｰﾀの種類　　　　　　 媒体　　　　　）　　　　点□書き起こし　　　　　　点 |
| その他 |  |

※見積りに際し、参考に令和4年度パンフレット(日本語版の原本とPDF)のお渡し可能。

６．スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 12月中旬 | 受託者決定・契約・打ち合わせ |
| 　12月下旬～ | 提案・作成必要に応じ神戸市より原稿等提出　等 |
|  | 初校提出～校正（上記校正を予定）～印刷制度改正等を反映させるため、校了は2月末～3月上旬を予定 |
| ～3月20日 | 納品 |

※あらかじめ神戸市と調整したスケジュールで行うこと。

７．その他の留意点

（１）再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

（２）著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

ア 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

ウ 著作人格権は受託者に帰属するものとし、契約期間以降、本委託業務により制作されたものを元に制作や編集をする際は双方十分な協議を行う。ただし、契約期間以降の増刷時における時点更新等に伴う色・レイアウト・本文・写真等の変更は発生する予定であり、受託者はこれを予め了解すること。

（３）秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（４）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

（５）第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

８．問い合わせ先

神戸市　企画調整局　医療・新産業本部　新産業部　企業立地課

担当　百田・新保

TEL　078-322-5329

**※本仕様書については、企画提案の内容により、必要に応じて加筆修正します。**